

療養期間について

1. 症状のある方の療養期間

症状が出現した日（発症日）から**7日間**

※ ただし、7日目時点で発熱等の症状がある場合は、療養期間を延長することがありますので、療養者相談センター（0138-32-1511）へご連絡ください。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症日	療養期間							療養解除

2. 現に入院している方（高齢者施設に入所している方を含む）の療養期間

症状が出現した日（発症日）から**10日間**

3. 症状のない方の療養期間

検査で陽性が判明した日（陽性判明日）から**7日間**

※ ただし、途中で症状が出現した場合は、さらに発症日から7日間に延長となります。

※ 5日目に検査キット（厚生労働省に医療用検査薬として承認された市販品に限る）による検査で陰性を確認した場合には、5日間に短縮することができます。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
検体採取日	療養期間							療養解除
検体採取日	療養期間				療養解除			

検査で陰性を確認

4. 療養終了について

療養終了について保健所から連絡はありません。

※ 療養終了時に検査は実施しません。

